

【学校での取組】※整備が整い次第、行っていきます。

1 体育、業間運動、校外学習等の活動時における熱中症対策

- ① 体育の時間割の変更（熱中症対策が必要となる5月下旬～9月の予定）

・1、2限目の涼しい時間帯に行う。

- ② 体育館環境整備

・ギャラリー暗幕を閉める ・大型扇風機を回す ・北側下窓の開閉

- ③ グラウンドに休憩・水分補給用テントの設営

- ④ 体育の活動内容の柔軟化

例：体育館とクールダウン用に遊戯室（エアコンを使用）の併用

2 その他

- ① こまめな水分補給と水筒の持ち方の指導

- ② 体育、業間活動時の服装指導

➡ < 原則：半袖・半ズボンの体操服、マスクを外す >

- ③ 体育等の活動前後の健康観察の徹底

- ④ WBGTの定期的な測定

- ⑤ 教室のエアコンの稼働

3 本校の活動指針

温度基準（WBGT）		体 育	校外活動	業間活動
熱中症警戒アラート発令 （熱中症特別警戒情報 ・熱中症警戒情報）		原則中止	原則中止	原則中止
WBGT	31℃以上	原則中止	原則中止	原則中止
	28～31℃	①活動は、20 分間のみ （グラウンド／体育館） ※持久走など激しい運動は× ②残り時間は、遊戯室等のクーラーの効いた涼しい場所での活動	実施 ※要相談	原則中止